

<明石市記入欄>

(宛先)明石市長

### 施設等利用費請求書(償還払い用)

<input type="checkbox"/> 第1期	<input type="checkbox"/> 第2期	<input type="checkbox"/> 第3期	<input type="checkbox"/> 第4期
令和 年 4～6月分	令和 年 7～9月分	令和 年 10月～12月分	令和 年 1～3月分

← 期をまたがった請求はできません。  
いずれかひとつにチェックしてください。

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、審査にあたり、明石市が下記の事項に関し、調査・確認することに同意します。

1. 申請者と認定子どもが明石市内に居住していることを住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に施設等を利用していることを対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を対象施設に確認すること。
4. 課税状況を確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)および振込先口座				請求日	年	月	日
フリガナ		認定子どもとの続柄		〒			
氏名	※振込先口座と同一名義であること		現住所	電話			
振込先	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 継続	※継続の場合は直近の振込先口座に振り込むため下記の記載不要			
金融機関名				預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> ( )		
<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫				<input type="checkbox"/> 本店	口座番号		
<input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信用組合				<input type="checkbox"/> 支店			
				<input type="checkbox"/> 出張所	口座名義(カタカナ)		

#### 2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

フリガナ		施設等利用給付認定種別 (法第30条の4の認定種別)	<input type="checkbox"/> 第1号	<input type="checkbox"/> 第2号	<input type="checkbox"/> 第3号
氏名		生年月日	年	月	日

#### 3. 請求期間に在籍する施設について記入(所在地は明石市外の場合のみ記入してください)

施設種別	<input type="checkbox"/> 私立幼稚園(新制度移行園除く)	<input type="checkbox"/> 国立大学附属幼稚園	<input type="checkbox"/> 特別支援学校(幼稚園部)
施設名称		所在地	〒
請求期間中の在籍状況	<input type="checkbox"/> 期間中在籍	途中入園または途中退園した場合の年月日	年 月 日
契約している利用料※1	<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額
	<input type="checkbox"/> 時間額	円	

※1 該当するものにレを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。(10円未満の端数切り捨て)。

#### 4. 私立幼稚園(新制度移行園除く)等の施設等利用費の請求内訳

今年度分の入園料を支払った場合に記入(a)※2		入園年月日	年	月	日	入園料	円
利用年月	今年度分の支払った入園料(a)の月額換算額 (b) = (a) ÷ 12 ※2 ※3	支払った月額利用料(保育料) (c) ※2 ※4	支払額合計 (d) = (b) + (c)		月額上限額 (e) ※5	請求額 (dとeを比較して小さい方)	
令和 年 月	円	円	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円	円	円

※2 上記で記入した入園料や保育料について、支払いを証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等、確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。

※3 途中入園や途中退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除して下さい(10円未満の端数切り捨て)。

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算出して下さい(10円未満の端数がある場合は切り捨て)。

※5 月額上限額は、私立幼稚園は25,700円、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円です。途中で利用が終了または開始される場合、月額上限額は次の通りとなります。

- ・途中で利用が終了する場合  
月額上限額 × 退所日までの平日開所日数 ÷ その月の平日開所日数
- ・途中で利用を開始する場合  
月額上限額 × 入所日以降の平日開所日数 ÷ その月の平日開所日数